

【相続による払渡請求添付書類一覧】

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。

＜必ず用意していただく書類＞

書類名	取得先
☐ ①被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本 出生から亡くなられるまでの 連続した 戸籍謄本及び除籍謄本 ※ 転籍していれば転籍分も必要。	被相続人の本籍地の市区町村役場（注）
☐ ②被相続人(亡くなられた方)の住民票の除票 住民票の除票は 本籍地記載 のもの。 ※戸籍の附票でも可。 ※住民票の除票及び戸籍の附票は保管期間経過後破棄されている場合があります。その際は別途ご相談ください。	被相続人の最後の住所地の市区町村役場(※戸籍の附票は被相続人の本籍地の市区町村役場)
☐ ③相続人全員の戸籍謄抄本 相続人 全員 の現在の戸籍謄本又は抄本。 ※ 被相続人の死亡日以降 に作成されたものが必要。	各相続人の本籍地の市区町村役場（注）
☐ ④相続人のうち、払渡請求をする者の住民票 払渡請求する者の 本籍地記載 の住民票。 ※戸籍の附票でも可。	各相続人の住所地の市区町村役場(※戸籍の附票は各相続人の本籍地の市区町村役場)
☐ ⑤相続人のうち、払渡請求をする者の印鑑証明書 払渡請求日の 3か月以内 に作成された印鑑証明書。 ※払渡請求書には上記印鑑証明書と 同じ実印 で押印。 ※代理人による申請をする際は、委任状に上記印鑑証明書と 同じ実印 で押印。	各相続人の住所地の市区町村役場

（注）戸籍証明書等の広域交付により本籍地以外の市区町村役場で取得できる場合があるため、お近くの市区町村役場で御確認ください。

～事案により、上記の他に必要となる書類もございますので、追加でその他の書類をお願いすることもあります。請求先の供託所へ事前にご相談ください。～

名古屋法務局民事行政部供託課

TEL：052-952-8074

FAX：052-952-8113

<必要となる場合がある書類>

書類名		取得先
☐	◆遺産分割協議書 相続人間で遺産分割協議が行われた場合のみ要作成。相続人が一人の場合又は請求額が法定相続分どおりの場合は作成不要。 ※遺産分割協議書には 相続人全員が実印を押印し、全員の印鑑証明書 の添付が必要。 ※上記印鑑証明書に関しては、遺産分割協議書の 作成前3か月以内又はその作成後に交付されたもの が必要。 ※別途相続人全員の 本籍地記載 の住民票又は戸籍の附票が必要。	—
☐	◆相続関係説明図（別添記載例参照） 請求者又は代理人等が必要に応じて作成。 ※相続関係説明図を提出していただくと、手続終了後戸籍類(①及び③)を返却します。	—
☐	◆法定相続情報一覧図 任意で法定相続情報一覧図を提出できます。 ※法定相続情報一覧図を提出した場合、①～③の書類は省略できます。 ※法定相続情報一覧図に、相続人の住所が記載されている場合、相続人の住民票の添付は省略できます。	法定相続情報一覧図の申出をした登記所(不動産登記窓口)
☐	◆相続放棄申述受理証明書 相続人のうち、 家庭裁判所の手続を経て相続放棄 をした方がいる場合は、この書類が必要になります。	家庭裁判所

お願い

供託書正本または供託通知書については、添付の必要はありませんが、払渡請求書に供託番号を記入する際に必要ですので、窓口までご持参ください。